

井手町へ転入される方へ

1. 届出には、以前に住んでいた市区町村発行の転出証明書が必要です。
2. 転入届のほかに主に下記の手続きが必要です。

対象となる方		担当課	手続きの内容
印鑑登録をされる方		住民課	新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民年金	加入者		国民年金手帳、印鑑を持参して手続きをしてください。
	受給者		住所変更届を社会保険事務所へ送付してください。
児童手当受給者			所得証明書(児童手当用)持参してください。
児童扶養・特別児童扶養手当受給者			手当証書を持参して、住所変更届をしてください。
井手町特別児童福祉手当・心身障害児童特別手当			該当する場合は、加入手続きをしてください。
国民健康保険加入者		衛生課	加入手続きをしてください
ごみ・し尿			ごみ・し尿の申込手続きをしてください。
老人保健法の医療を受けている方		福祉課	転入届と同時に健康保険証を提示して医療受給の手続きをしてください。
福祉医療(老人・障害・母子・乳幼児)の助成を受けている方			該当する場合は、加入手続きをしてください。
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方			手帳と印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。
65歳以上の方			加入手続きをしてください
40歳から64歳までで要介護認定を受けている方		介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証明書を添えて、要介護認定等の申請をしてください。	
水道の開栓手続きを希望される方		水道課	水道課で水道開栓の申込手続きをしてください。
公立小・中学校の児童・生徒		教育委員会	以前の学校からの在学証明書と教科書給与証明書を持参して、新しい学校で、入学手続きをしてください。